

# AKASHI MACHI-BIKA PROJECT



## まち美化プロジェクト

— みんなでやろうよ きれいな明石 —

(明石市アダプトプログラム ・ 環境室版)

# 1 まち美化プロジェクト（明石市アダプトプログラム）とは

アダプト（ADOPT）とは、英語で「養子縁組」を言い、市民や事業者が、地域の共有財産である道路・広場・公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度のことであります。

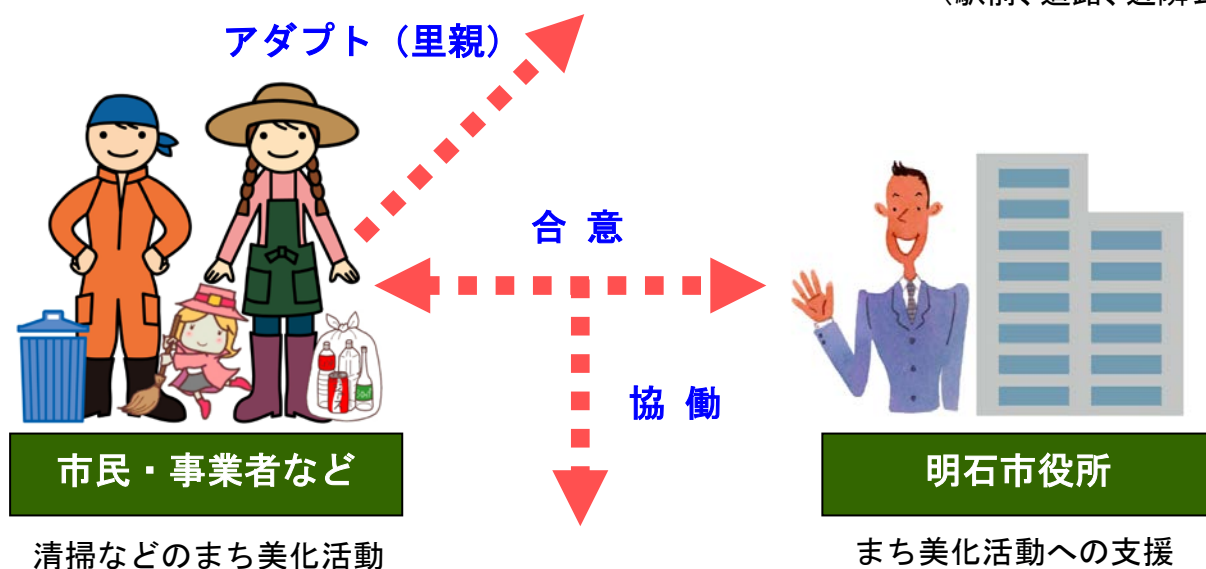
このボランティア制度のことを本市では「まち美化プロジェクトー みんなでやろうよ きれいな明石ー（明石市アダプトプログラム）」と呼んでいます。

## ○ まち美化プロジェクトのしくみ



まち美化プロジェクトの対象

定められた公共の場所  
（駅前、道路、近隣公園）



- 合意書の締結 = 市民・事業者と市役所が合意書を取り交わす
- 市民の役割 = 清掃などのまち美化活動、活動報告
- 市役所の役割 = 活動用具の貸与・支給、保険の加入  
里親看板の設置

## 2 参加条件

まち美化プロジェクトへの参加には次の条件があります。

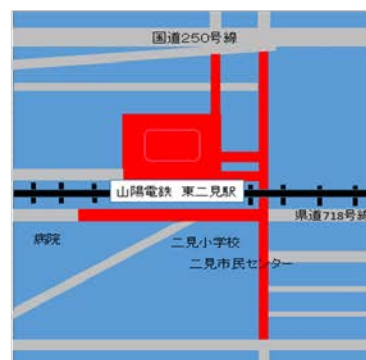
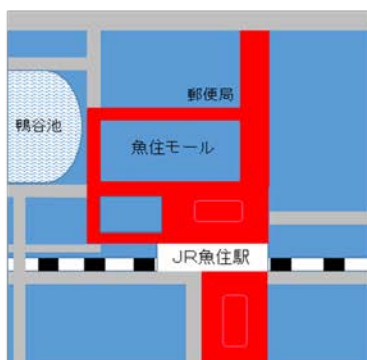
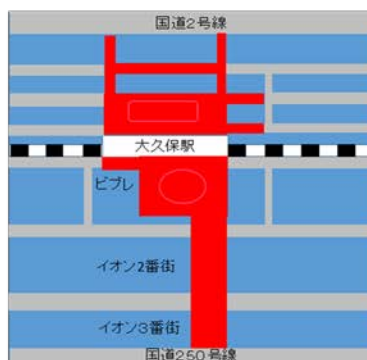
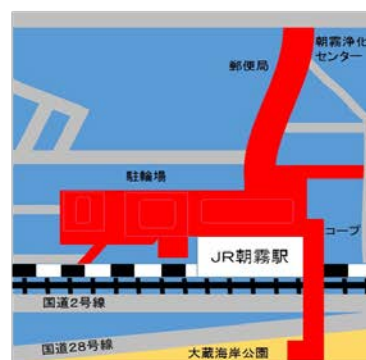
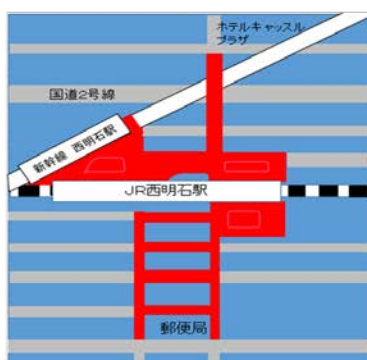
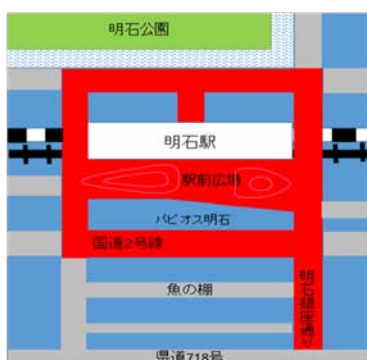
- (1) 里親は、市民や事業者による5名以上の参加者で構成され、3年以上の活動ができること。
- (2) あらかじめ市と協議ののち、申請書を提出し、市と合意書を取り交わすこと。
- (3) 活動回数は年6回以上とし、市と合意した活動区域及び内容について行うこと。
- (4) 1年間の活動報告書を提出すること。
- (5) 政治・宗教・営業活動を活動目的としないこと。

## 3 まち美化プロジェクトの種類

まち美化プロジェクトは活動の場所により3つのアダプトに分かれますが、環境室では「駅前（散乱防止重点区域）アダプト」を担当しています。

活動の場所	市内の駅前の散乱防止重点区域（明石駅、西明石駅、朝霧駅、大久保駅、魚住駅のJR各駅、山陽電鉄・東二見駅）
-------	--

### 散乱防止重点区域(市内6カ所 ■部分)



## 駅前アダプトに参加をお考えの方は、環境保全課へご連絡を！

<p>駅前アダプト</p> <p>まずは問い合わせ、ご相談を！</p>	<p>環境室 環境保全課</p> <p>〒673-0882</p> <p>〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131</p> <p>明石クリーンセンター内</p> <p>TEL 918-5030 , FAX 918-5107</p> <p>kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp</p>
-------------------------------------	---



### ◎ 参 考

#### － その他のまち美化プロジェクト －

駅前アダプトの他に「道路アダプト」と「公園アダプト」があります。

これは市の道路や公園などで美化活動を行うまち美化プロジェクトですが、この2つのアダプトにご興味がありましたら、それぞれの担当へ詳細をお問い合わせください。

名 称	活動の場所	担 当
道路アダプト	市が管理する道路区域内において機能管理上支障とならない場所	道路安全室 道路総務課 市役所 6階 TEL 918-5033 dosou@city.akashi.lg.jp
公園アダプト	市内12箇所の近隣公園のエントランス部分（朝霧公園、松が丘公園、人丸山公園、中崎遊園地、上ヶ池公園、望海浜公園、高丘西公園、高丘東公園、八木遺跡公園、中尾親水公園、住吉公園、西二見公園）	都市整備室 緑化公園課 市役所 7階 TEL 918-5039 kouen@city.akashi.lg.jp

## 4 里親の活動内容

まち美化プロジェクト「駅前アダプト」の里親の活動内容は、ポイ捨て防止重点地区での下記のような清掃活動などですが、環境保全課と相談の上、活動内容を決定していただき、合意書を取り交わします。

### (1) 空き缶、吸い殻、紙くず（リサイクルできないもの）、金属類などの回収

回収したごみは、次の種類に分別し、家庭から排出するごみ類として定められた日にごみステーションに出してください。

事業所の里親さんは、事業所が処理している方法でごみを処理してください。

- ① 燃やせるごみ(草、木くず、プラスチック、リサイクルできない紙類など)
- ② 資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)
- ③ 燃やせないごみ(金属類など)

なお、次のものは回収しないでください。

- ① 犬・猫などの小動物の屍体
- ② 放棄自転車など大型廃棄物
- ③ その他、回収不能なごみ類

### (2) 情報の提供

- ① ごみの散乱状況などの情報提供
- ② 公共施設の破損・異常箇所（危険、落書き等）の市への通報

### (3) 市から貸与又は支給された活動用具の保管

市からの活動用具の貸与又は支給を希望される里親は、貸与又は支給された活動用具を参加者のみなさんで適切に保管してください。

注意事項は次のとおりです。

- ① 「アダプト活動用具貸与・支給申請書」を環境保全課へ提出してください。
- ② 貸与・支給する用具類はそれぞれ数量に上限があります。  
その上限を超えて貸与・支給することはできません。
- ③ 貸与・支給した用具類を保管するための保管庫などは貸与・支給いたしません。

#### (4) その他必要な活動

市と里親の皆さんと協議して決定します。

### 6 市の支援等について

里親活動に対して市は下記の支援等を行います。

- (1) 活動用具の貸与又は支給（「アダプト活動用具貸与・支給申請書」を環境保全課へ提出してください。）
- (2) 里親表示看板の設置
- (3) コミュニティ活動災害保障保険の加入

なお、その他、必要に応じて助言等を行うことがあります。

### 7 里親活動の注意について

里親活動は下記に注意して行ってください。

- (1) 天候不良で視界の悪い日や作業に支障があると思われる日には活動しないでください。
- (2) 車道部には出ないで下さい。
- (3) 幼児等の子供連れでは活動しないでください。
- (4) 事故が発生したときには、環境保全課に報告してください。

### 8 活動報告書の提出について

活動の年度ごとに報告書を環境保全課へ提出してください。

活動報告書の様式は、毎年度末を目処に環境保全課より各里親へ送付いたしますので、それを使用してください。

なお、提出は、その年度の活動終了後、15日以内となっています。

可能でしたら、活動中の写真を別途、電子メールで送っていただくと助かります。

報告書提出先	環境室 環境保全課 〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 TEL 918-5030 , FAX 918-5107 kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp
--------	--

## 9 活動内容を変更するには

活動の内容を変更したい場合は、環境保全課にご相談の上、既に取り交わしている合意書を添えて変更申請書を環境保全課へ提出してください。

様式は「様式第1号 明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）」を使用してください。

その内容に基づいて審査を行い、改めて合意書を取り交わします。

## 10 まち美化プロジェクトの合意解除について

里親活動が下記の内容のいずれかに該当するときには合意が解除されることがありますのでご注意ください。

- (1) 政治、宗教又は営業活動が行われたとき。
- (2) 活動内容が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (4) 活動区域とする公共施設等が休止又は廃止されたとき。
- (5) 継続して活動を行うことが困難になったとき。
- (6) その他合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

## 11 里親を辞退したいとき（活動を止めたいとき）

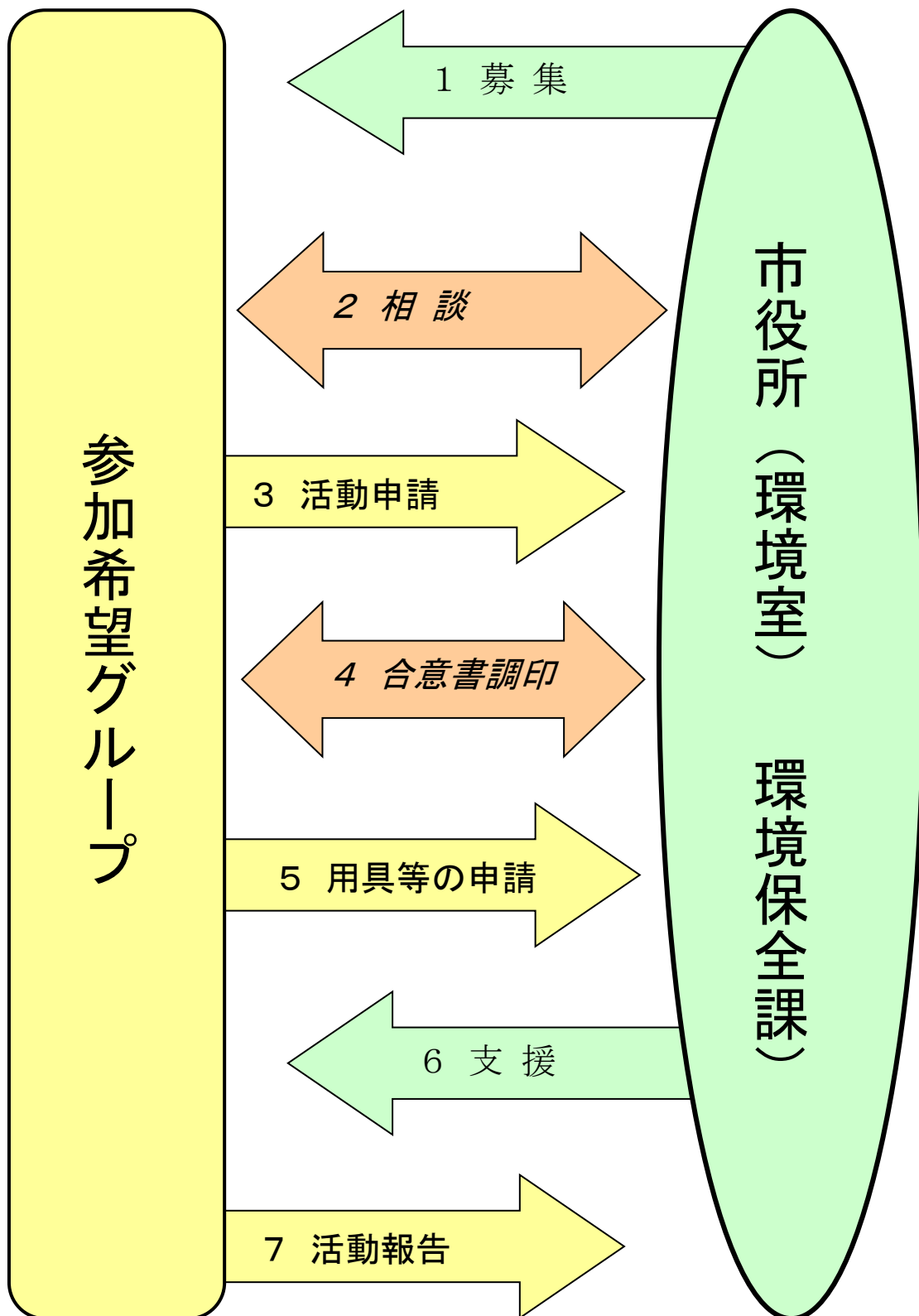
「様式4号 活動辞退届」を環境保全課へ提出してください。

なお、辞退の際には、市から「貸与した活動用具」及び「支給した活動用具」の余りを環境保全課へ返却してください。





## アダプトプログラムの手続きの流れ



※ 活動内容を変更したい場合は、各担当課へ相談の上、上記の2～6を行います。  
変更の申請は「様式第1号 明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）」  
を使います。





問い合わせ先

環境室 環境保全課

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131

明石クリーンセンター内

TEL 918-5030

[kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp](mailto:kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp)

2019年(平成31年)4月1日